

岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例

(平成 13 年岡山県条例第 43 号)

改正 平成 14 年岡山県条例第 44 号

平成 20 年岡山県条例第 32 号

平成 21 年岡山県条例第 34 号

平成 24 年岡山県条例第 86 号

平成 26 年岡山県条例第 82 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定により、岡山県議会の議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 2 条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(交付対象)

第 3 条 政務活動費は、議員の職にある者に対し交付する。

(交付額等)

第 4 条 政務活動費は、月額 35 万円を各月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(通知)

第 5 条 岡山県議会の議長(以下「議長」という。)は、政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度 4 月 5 日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、議員の異動が生じたときは、速やかに別に定める様式により知事に通知しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 知事は、前条の規定による通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定又は変更の決定を行い、議員に通知しなければならない。

(請求及び交付)

第 7 条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の 10 日(そ

の日は岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する岡山県の休日に当たるときは、その翌日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一の四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- 3 一の四半期の途中において、補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、任期の開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務活動費を当該当選議員に対し、交付するものとする。
- 4 議員は、一の四半期の途中で辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書)

第8条 議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、様式により当該政務活動費を支給された年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 議員が、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、当該議員であった者又はその相続人は、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、様式により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 前二項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書等の写し(領収書の写しその他の議長が定める書類をいう。第10条において同じ。)を添付しなければならない。

(返還)

第9条 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、議員がその年度において行った政務活動費による支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、岡山県議会情報公開条例(平成13年岡山県条例第84号)第7条の

非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第11条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第86号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第82号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

議員に交付する政務活動に要する経費

| 経 費 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 調 査 研 究 費 | 議員が行う県の事務, 地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 |
| 研 修 費 | 1 議員が行う研修会, 講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 |
| 広 聴 広 報 費 | 議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 |
| 要 請 陳 情 等 活 動 費 | 議員が行う要請陳情活動, 住民相談等の活動に要する経費 |
| 会 議 費 | 1 議員が行う各種会議, 住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 |
| 資 料 作 成 費 | 議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 |
| 資 料 購 入 費 | 議員が行う活動のために必要な図書, 資料等の購入, 利用等に要する経費 |
| 事 務 所 費 | 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |
| 事 務 費 | 議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 |
| 人 件 費 | 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 |